官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三二）　一
〔法規的告示〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十二条第二号ただし書の規定に基づき、同号ただし書の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を定める件の一部を改正する件（農林水産四八五）　三
〔国会事項〕　四
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和